



150

青森りんご植栽150周年

農業ひろさき

2025年7月1日（第233号）
(令和7年7月1日)



編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104

弘前市ホームページ
農業情報はこちらから

千年小学校5年生田植え体験

5月28日、千年小学校5年生児童46人が、もち米「あかりもち」の田植え体験を行いました。

児童たちはJAや地域の農家の指導のもと、敷地内にある約30平方メートルの学校田で、植える間隔や苗の持ち方などに気を付けながら作業を行いました。田植えの後には、田の四隅に酒をかけて豊作を願う伝統的な儀式を行い、児童2人が真剣な表情で取り組んでいました。

指導を行う農家の伊藤さんと中田さんによれば、この田植え体験は20年以上前から行われ、バケツ稲や学校近くの水田が用いられていましたが、5年前に「千年地区水資源・環境を守る会」によって学校田が設置され、稲の栽培で最も重要な水の運搬・管理を行っています。

今後は9月下旬に稻刈り、10月頃に脱穀を行い、収穫したもち米は児童に贈られる予定です。



初心者向けりんご研修会 (摘果・コンピューターR編) 開催

市では、りんご生産現場において補助的な作業等に従事する人材を増やし、人手不足の解消を図ることを目的に、りんご作業の基礎的な知識や実技を学ぶ研修会を作業工程ごとに開催しています。

今回、5月21日と5月31日に市りんご公園を会場に、摘果やコンピューターRの取り付け作業について研修を実施し、計37名が参加しました。

参加者は、講師の青森県りんご協会職員、農業協同組合職員の説明に熱心に耳を傾け、積極的に質問をするなど理解を深めています。

研修会場に設置された無料職業紹介所では、参加者が早速りんご作業の求職登録を申し込みなど、今後りんご園地で作業に従事する方が増えることが期待されます。



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されています

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

相続登記の申請義務化は、すでに相続が発生し不動産の相続登記がなされていないものも対象となります。正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。又、より簡易に相続登記の申請義務が履行できるように、相続人申告登記が新たに設けられました。さらに、令和8年4月1日からは住所や氏名の変更登記が義務化されます。

詳しくは、法務省ホームページを確認又は青森地方法務局弘前支局までお問い合わせください。

◎法務省ホームページ「不動産を相続した方へ～相続登記・遺産分割を進めましょう～」

■問い合わせ先

青森地方法務局弘前支局（早稲田三丁目1-1）

☎ 26-1150（音声案内2番）



農地売買等事業 締切日が変わります

毎月27日から
毎月20日へ

農地バンクが所有者から農地を買い受け、受け手農業者へ売却する農地売買等事業の申請締切日が、今まで毎月27日でしたが、6月30日以降の受付分から、毎月20日に変更となります。

ただし、当日が休日等の場合は前日が締切日になります。

また、当事業以外の農業委員会に提出する農地の売買や貸借、転用の申請許可は、これまでどおり、毎月27日が締切日で変更ありませんので、お間違えのないようお願いします。

■問い合わせ先

農業委員会農地利用促進係（市役所前川本館3階）

☎ 40-7104

大雪による農産物等の被害を受け
減収が見込まれる方へ

市税等の減免申請について(農産物等被害証明書)

大雪によるりんご樹・農産物等の被害により、減収が見込まれることで市税等の納付が困難となり、減免や微収猶予の申請をされる方は、申請する際に「農産物等被害証明書(以下、証明書)」が必要になります。証明書の交付を希望される方は、市役所りんご課へお越しください。

なお、証明書の交付を受け、手続きをしても必ず減免(免除)となるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

◆証明書の申請に必要なもの

- ・被害状況が分かる写真
- ・被害園地の所在地が分かるもの(固定資産税納税通知書など)

◆証明書の申請に関する注意点

- ・証明書は、被災園地の耕作者へ交付します。
- ・証明書の交付申請後、交付まで1週間程度を要します。
- ・証明書のみでは、市税等の減免にはなりません。

◆減免や微収猶予の対象となる市税等

対象となる市税等は、令和7年度の右表の市税及び保険料です。申請期限等は、各市税等により異なりますので、詳細については右記の担当課までお問い合わせください。納付済の市税等は対象外となりますのでご留意ください。

減免申請の審査及び減免決定までには時間を要します。

また、審査の結果、減免に該当しない場合があります。

りんご園地雪害対策

融雪剤・塗布剤購入費助成金

市では現在、昨冬の大雪により発生したりんご樹等の幹割れや枝折れ被害の拡大防止のために使用した融雪剤、塗布剤の購入助成を実施しております。

令和6年10月1日から令和7年3月31日までにJA以外の販売店で購入された方で、まだ申請されていない方は、8月29日(金)までに忘れずにお申込みください。

◆助成率

- | | | |
|--|-----|------------------|
| 融雪剤 | 1/3 | (上限: 480円/10アール) |
| 塗布剤 | 1/3 | (上限: 540円/10アール) |
| 事業申請等の詳細につきましては、市ホームページ(二次元コード)をご確認ください。 | | |

◆問い合わせ先 りんご課生産振興係
(市役所前川本館3階) ☎40-7105



農地流動化情報は、
市のホームページからも情報提供！

農業委員会では、農地の有効利用と遊休農地解消対策として、「農地を貸したい、売りたい」または「借りたい、買いたい」などの情報を提供しています。

農業・商業・観光 > 農業情報 >
農地に関すること > 農地流動化情報



◆減免や微収猶予の相談・申請時に必要な書類

- 農産物等被害証明書
- 納税通知書又は納入通知書
- 減免申請者の本人確認書類(運転免許証など)
※代理人が申請手続をする場合は、代理人の本人確認書類も必要です。
- 申請者のマイナンバーが分かるもの
- 農作物共済等の書類(契約内容が分かる書類)
- 過去5年分の農業収入が分かるもの
(確定申告書の控え又は市民税県民税申告書の控え及び収支内訳書等)

※上記のほか、市税等の種類によって必要な書類が異なる場合があります。

■減免や微収猶予に関する問い合わせ先

市税および保険料	納入通知書の発送時期	問い合わせ先
市県民税・森林環境税	6月10日	市民税課(市役所2階、☎40-7025・☎40-7026)
介護保険料		介護福祉課(市役所1階、☎40-7049)
国民健康保険料	7月14日	国保年金課 ☎40-7045 (市役所1階) ☎40-7046
後期高齢者医療保険料		
市税等の微収猶予		収納課(市役所2階、☎40-7032・☎40-7033)

■証明書申請に関する問い合わせ先

りんご課(市役所前川本館3階) ☎40-0482

りんご園防風網張替事業

市では、気象災害からの恒常的な防護策として、収入保険または果樹共済加入者を対象に防風網の張替えに要する経費に対し補助します。

◆対象者

- ・収入保険または果樹共済加入者であること(令和7年産)
- ・市税などの滞納がないこと(過去5年間)



◆補助対象経費 防風網の張替経費

◆補助率(額) 1/3(上限18万円)

■問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所前川本館3階) ☎40-7105

りんご収穫体験しませんか!!

今年もりんご公園で「りんご収穫体験」ができます。
食べごろに育ったりんごを、皆さんの手でもぎ取りできます。

皆さんお誘いあわせのうえ、ご来園ください。

※収穫時期、品種によって収穫数量を制限させていただく場合があります。

◆期間 8月初旬から11月中旬頃まで

◆場所 りんご公園(清水富田字寺沢)

◆体験料金 有料

■問い合わせ先 りんご公園 ☎36-7439

こまめな水分の補給と休憩をしつかり行いましょう!!

熱中症に要注意！熱中症は予防が大事！！

弘前市における放任園の状況と対策について

近年、高齢化や担い手不足等により園地管理が困難となり、園地が放任状態となるケースが増えております。放任園は様々な病害虫発生の温床となり、近隣園地に重大な被害を及ぼすため、園主自らが放任園になる前に対策を講じることが重要です。

市では、放任園について、園主自身で廃園することが困難な場合、園主から承諾を得て、園地の伐採等を行う地域の団体等に対して、経費の一部を補助する事業（りんご放任園解消対策事業）を行っております。

本事業は、昨年度の市長の「放任園ゼロ宣言」に伴い、令和6年度から3か年で当市の放任園をゼロにすることを目指し、予算の拡充や、市職員による「りんご放任園解消チーム」を結成するなど、集中的かつ強力に取り組んでおります。活用を検討されている方はご相談ください。

また、市農業委員会では、農地の有効活用を図る目的から、農地の貸付や売渡に係るあっせん業務を行っております。荒廃が進み遊休化した農地は、復元に多くの労力を要することから、あっせんが困難な場合がありますので、あっせんをお考えの方はお早めにご相談ください。

■問い合わせ先

・放任園の伐採事業の申請について

りんご課生産振興係
(市役所前川本館3階)

☎ 40-7105

・農地のあっせんについて

農業委員会農地利用促進係
(市役所前川本館3階)

☎ 40-7104



青色申告ソフトの講習会を開催します！

青森県農業共済組合では、白色申告の方や単式簿記の方等を対象に青色申告ソフトの講習会を開催します。

◆日 時 ①7月31日（木）午前10時～11時30分
②7月31日（木）午後3時～4時30分

◆場 所 ①NOSAI青森ひろさき支所
(弘前市門外字村井262)

②NOSAI青森津軽支所
(五所川原市金山字竹崎203-4)

◆定 員 各会場30名（先着順）

◆締 切 7月25日（金）

◆参加費 無料

◆講 師 （株）セーブ

※申込みの際、栽培品目等を伺うことがあります。

■問い合わせ・申込先

①青森県農業共済組合ひろさき支所 収入保険課
☎ 28-5700

②青森県農業共済組合津軽支所 収入保険課
☎ 0173-33-1513



農地のパトロール実施中！ ご協力を！ 農地は適正に利用しましょう

7月～8月は農地の調査実施期間として、担当地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員が、農地の利用状況を調査しています。農地パトロールは、農地法に基づき、毎年市内すべての農地の利用状況を調査するものです。

特に今年度は、相馬地区を重点地区として位置づけ、より詳しく調査を行います。利用状況把握のため、農業委員、農地利用最適化推進委員、農地活用支援隊員及び事務局職員が農地内に立ち入ることもありますが、農地の利用促進につなげるための大変な調査ですので、ご理解とご協力をお願いします。

◆調査のポイント

- ①許可を得ずに農地以外に転用されている農地はないか
- ②耕作が放棄されている農地はないか
- ③放任園など周辺の営農に支障を与えてる農地はないか

調査の結果、農地の不適正な利用や遊休農地などが明らかになった場合は、農業委員会が行う意向調査などの対象となります。農地は食料の生産基盤である大切な資産であり、限られた資源です。一度耕作を放棄すると、数年で原形を失うほどに荒れてしまいます。また、病害虫の発生など、近隣の農地や住民に大変迷惑がかかります。農地を所有する方は、適正な管理をお願いします。

なお、労働力不足などの理由で耕作できない、農地を貸したい・売りたい方は、お早目にご相談ください。

■問い合わせ先

農業委員会農地利用促進係（市役所前川本館3階）

☎ 40-7104

または農業委員、農地利用最適化推進委員まで

収入保険に新規加入する方の保険料を補助します！

自然災害や市場価格低下など、あらゆる要因による収入減少に対応する収入保険制度の加入を促進するため、新たに加入する方の保険料（掛捨て部分）の一部を補助します。

◆補助対象者 収入保険に新規で加入する農業者・農業法人
※既に収入保険に加入している方や、過去に加入してい

た方は対象外となります。

◆補助対象経費 保険料（掛捨て部分）の30%以内

◆補助要件などの詳細は市ホームページ（二次元コード）をご覧ください。

■問い合わせ先

・補助金について

農政課地域経営係（市役所前川本館3階）

☎ 40-7102

・収入保険について

青森県農業共済組合ひろさき支所収入保険課

☎ 28-5700



「雇用就農資金」事業説明会

全国農業会議所では、原則49歳以下の就農希望者を新たに雇用し、通年で農業就業又は独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する農業者等に対して、「雇用就農資金」を交付しています。

令和7年度事業の第2回募集に向けて、事業説明会を開催します。個別相談も受け付けますので、雇用就農資金の活用を検討している方は、ぜひご参加ください。

◆対象 「雇用就農資金」の活用を検討している方

◆日時 7月22日(火)午後2時

◆場所 弘前市役所岩木庁舎2階 会議室1

◆内容 雇用就農資金の説明など

◆定員 15名

◆申込期限 7月17日(木)

※事前申込みが必要です。

◆参加費 無料

■問い合わせ・申込先 農政課扱い手育成係(市役所前川本館3階) ☎ 40-0767



Webページ

多面的機能支払交付金について

農業・農村の多面的機能(農産物生産のみではなく、国土の保全や水源の涵養などの様々な働き)を維持・発揮するため、地域の共同活動を支援します。

1. 多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

①農地維持支払交付金

… 農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の基礎的な保全活動、保全管理構想の作成など

②資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)

… 農業用施設の軽微な補修、植栽による景観形成、多面的機能の増進を図る活動など

③資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)

… 農業用施設の軽微でない補修や更新など

2. 多面的機能支払交付金の交付単価

(単位:円/10アール)

	①農地維持	②資源向上 (共同)	③資源向上 (長寿命化)
田	3,000	2,400	4,400
畑	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400

②と③を同時に取り組む場合は②の単価が75%になります。
また多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、
②の単価が5/6になります。
③で直営施工しない場合は③の単価が5/6になります。

第5回新規就農こみゅねっとわ～く

新規就農者及び就農希望者を対象に、先輩農家と交流するイベントを開催します。交流・仲間づくりの機会としてぜひご参加ください。

◆対象 新規就農者(就農開始から5年程度)、就農希望者など

◆日時 7月29日(火)午後2時30分~(2時間半程度)

◆場所 弘前市民会館1階 大会議室
(下白銀町1-6)

◆テーマ 「自ら作った作物の魅力を外部へ伝え、販売につなげるアクションを考えよう!」

◆内容 (1)ゲストトーク、(2)ワークショップ

◆ゲスト 小田切 葵氏(そまりんごファーム)、外崎 陽子氏(つがる林檎園/津軽りんご加工センター)



◆定員 30名(参加費無料)

◆申込期限 7月22日(火)

◆詳細は市ホームページ(二次元コード)をご確認ください。

■問い合わせ・申込先 農政課扱い手育成係(市役所前川本館3階) ☎ 40-0767

3. 支援の対象となる組織

農業者のみで構成される活動組織、または農業者及び非農業者で構成される活動組織。なお、資源向上②の交付を受ける場合は、非農業者の参加が必須となります。

《弘前市では、令和7年3月31日現在、31の活動組織が取り組んでいます。》

4. 多面的機能支払交付金に取り組むための手順

(1) 活動組織の設立

- ・活動の対象とする農業用施設や農地、活動に取り組みやすいまとまりを設定します。
- ・規約や活動計画書などを作成し、設立総会を開催して審議します。

(2) 事業計画の認定

- ・設立総会で承認された規約や活動計画書などを市へ提出し、市から事業計画の認定を受けます。

(3) 交付金の申請

- ・市へ交付申請書を提出します。



(4) 活動の実施と記録

- ・活動計画書に定めた活動を実施し、作業の内容や収支について記録します。

(5) 活動の実績報告

- ・4月1日から3月31日までの1年間の活動記録と金銭出納簿を取りまとめ、報告書を市へ提出します。

5. その他

交付金の対象農地を転用した場合や遊休農地になった場合は、事業計画の認定を受けた年度にさかのぼって、交付金を返還することとなります。

☆農林水産省のホームページ《多面的機能支払交付金》でも確認できます。